

## 橋本基弘著『日本国憲法を学ぶ（第4版）』（2026年）演習問題の考え方

### はじめにー問いとは何か

ここには、本書に掲げられている演習問題の考え方を示しています。考え方ですので、答えそのものではありません。答えは、自分の頭で考えるものです。答えは、最高裁判決の中にも、ましてや調査官解説の中にもありません。AIに質問しても、ある程度の答えは返ってくるかもしれませんが。

もちろん、AIの時代ですから、AIに聞くな、というのも無理な話でしょう。ただ、自分で考えることもなく、AIに質問してみるのでは、何の勉強にもなりません。AIは使うものであって、使うためには、使う人間の知的なレベルが必要なのです。さもなくば、AIに支配されてしまいます。

AIに答えを出させることを一概に否定してはいけません。紙と鉛筆では何十日もかかる計算を電子計算機が行うようになり、さらにコンピューターが取って代わり、かつては大型のコンピューターしかできなかった計算を、今はノートパソコンでもできるようになったように、AIがたちどころに答えを出してくれる時代になりました。

しかし、AIにはできない仕事があります。それは、AIに答えさせる問いを作ることです。問いを作る能力は、まだAIにはありません。いかに良い問いかけを作り出せるか。逆説的ですが、これからは、むしろこれまで以上に教養が求められる時代になるでしょう。AIに何を答えさせるかの能力こそ、教養にかかわる能力だからです（山口周著『NewTypeの時代』（ダイヤモンド社・2019年）36頁以下など参照してください）。

「本を読んで考えよ、考えながら本を読め」と私の先生の橋本公亘先生はおっしゃっていました（ブランダイス合衆国最高裁判事の言葉の引用だったか、フランクファーター合衆国最高裁判事の言葉だったかは忘れました）。勉強とは、Howではなく、Whyを問うことです。また、Whyとしっかり問い続けた後でなければ、Howは身につけません。自己啓発本を読みあさっても自分を啓発できないのであれば、それは「なぜ」、「どうして」、「なんでやねん！」という問いかけを煮詰めていないのと同じです。

最高裁判事を務められた行政法学者である藤田宙靖東北大学名誉教授が近著『法律学者は何を論じるべきか』（有斐閣・2026年）の中で、法学者の役割を「何故そうなのか」を問い続けることだと述べておられました。学生の皆さんは、法律学者とは違うにしても、「なぜこの条文は、このように解釈されているのか」、「なぜ最高裁は、こんな解釈をしているのか」を問うことが学びの第一歩になると思います。

その意味で、本書に掲げられている演習問題は、Whyを問うヒントでもあります。AIの時代における法律学は、「良い問い」を作ることができるかどうかにかかっていることを忘れないでください。良い問いが作れたなら、答えはほとんど出ています。

たとえば、AIに対して、「近代立憲主義について教えて」という質問をしても無意味です。その問いは何の発展性もないからです。「なぜ近代立憲主義の考え方は、17世紀の終わり頃登場したのか教えて」という問いなら、まだ発展性があります。背景に根源的な問いがあるからです。

憲法は、想像力と創造力の学問です。他の法律分野に比べて自由度が高いといえます。

憲法における問いは、教養と密接に結びついています。

本書に掲げられている演習問題以外にも問うべき問題はたくさんあります。一度、問いを作ってみてください。

## 演習問題の考え方

### 第1章 憲法の基礎

#### I 憲法とは何か

##### ①近代立憲主義は何のためにあるのだろうか。

近代立憲主義の定義から考えてみることにしよう。

「憲法というルールを作ること、国家権力を制約し、国民の自由を保護する考え方」が近代立憲主義であった。そもそもこの考え方はどこから来ているのだろうか。

##### ②硬性憲法の意義とは何か

「憲法は何のためにあるのか」から発想すること。その前に、硬性憲法の意味がわかってなければならない。いや、それが分かっているならば、すでに答えは出ている。

憲法は国家権力を縛る規範である。この縛りが国家権力の都合で簡単に換えられたらどうなるのだろうか。

##### ③法解釈の作法に関する問題

限定解釈＝法文の意味を縮小して解釈する

拡大解釈＝法文の意味を広げて解釈する

反対解釈＝法文が定めていること以外について考えること

これらを当てはめて考えてみることにしよう。

#### II 国民主権と立憲主義

日本国憲法が定める「国民主権」の意味について説明しなさい。

まず、「主権」の定義を述べる。その上で、国民主権には二つの考え方の対立（ナショナル主権とプーブル主権）の区別があることを理解する。では、日本国憲法の定め方からすると、どちらの意味が適切なのか。代表の概念と重ねて考えてみると有益である。

#### III 憲法の変動

##### ①憲法改正には限界があるとする考え方を説明しなさい。

日本国憲法の条文には「改正」できない（改正の手続では手を付けてはいけない）条文があるかどうか。それは何なのかという視点から考えるとよい。

これを考えることで、以下②③の解答が可能になる。

④憲法変遷論とはどのような考え方だったのかを理解すること。統治や基本原理に関する問題は、定義を知っていると答えが出る問題が多い。

#### IV 憲法 9 条と平和主義

①本文中で述べた解釈の移り変わりを把握すること。そのことが②と関わってくる。政府の憲法解釈は、9 条を改正することなく自衛隊の合憲性を導き出している。また、③についてもいくつかの判例がある。政治的問題（統治行為）の考え方とあわせて理解しておくといよい。

### 第 2 章 日本国憲法が定める政治のしくみ

#### I 統治の基本的な原理

①デモクラシーは、民による政治のことであるが、民の声をどのように反映させるのかについて、アングロサクソン型（決定重視）とスカンジナビア型（合意重視）があった。それぞれはどのような選挙制度（小選挙区ベースか比例代表制ベースか）によって可能となるのだろうか。

②衆議院議員選挙において採用されている小選挙区比例代表制の特徴はどのようなものであったのか。また参議院議員選挙で採用されている選挙制度は、衆議院の選挙制度とどう異なっている（いない）のか。

③議院内閣制とはどのような政治制度かを理解する。それは日本国憲法のどの条文によって定められているのだろうか。一度きちんと確認しておく。

#### II 国 会

①政党という団体をどうとらえるのかを問う問題。その公的性格と私的団体としての性格の調和をどこでとるのかを考える。

②強制投票制度、あるいは投票の義務づけは憲法上許されるのかを問う。憲法は、投票義務をどこまで強制することができるのだろうか。任意投票の原則の射程を考える。

③正当に選挙された代表（前文）と全国民の代表（43 条 1 項）の意味から考える。日本国憲法が求めている代表は、得票率を忠実に反映していなくてもいいのだろうか。

④闘う民主主義は日本国憲法の下でも妥当するのかを問う問題。民主主義を否定する団体に民主主義の利益を共有させるべきか。

⑤最高裁判例の現状を調べて考える。

⑥と同様な作業を試みてほしい。

⑦事情判決とは何か、それは何を可能にしたのか、そして何を課題として残したのかを整理する。

⑧を踏まえて、代替手段を考えてみる。

- ⑨司法審査制度の意義と目的は何か。
- ⑩議員の免責特権の意義と範囲を問う問題。
- ⑪を踏まえて、免責特権の限界はあるのかどうかを考える。
- ⑫委任立法とは何か、それはどこまで許されるのか、許されるための要件を考える。

### Ⅲ 内 閣

- ①ロッキード事件丸紅ルート最高裁判決を参照すること。
- ②衆議院の解散は 7 条によっても可能なのかの解釈を整理しつつ、これを肯定した場合もで無制約に認められるのかを検討する。
- ③内閣権限と国会権限の対立点。それぞれの機関は、何をどこまで決めることができるのか。予算に関する規定（60 条 2 項）は、条約についても準用されるが（61 条）、予算と条約を同じに考えてよいのか。

### Ⅳ 財 政

- ①財政とは何か、なぜそれを憲法が統制しなければならないのかを考え、憲法の規定を整理する。
- ②租税の定義を押さえ、旭川市国民健康保険税条例事件など、最高裁判決をフォローする。
- ③ 89 条の意義と射程を整理する。

### Ⅴ 地方自治

- ①住民自治と団体自治の意味について理解する。
- ②最高裁判例（最大判昭和 38 年 3 月 27 日 刑集 17 卷 2 号 121 頁）がある。
- ③住民投票とはどのようなしくみか。その意義と限界を理解する。
- ④徳島市公安条例事件最高裁大法廷判決（最大判昭和 50 年 9 月 10 日 刑集 29 卷 8 号 489 頁）を素材にして考える。

### Ⅵ 裁判所と司法権

- ①個別的付随的審査制度と憲法裁判所は何かどう違うのか（同じなのか）。
- ②法律上の争訟、この定義を知らないで法学部は卒業できない。
- ③大きな意味での独立（機関としての独立）と個々の裁判官の独立。
- ④なぜ「統治行為」という判断方法が編み出されたのか。そこにある一種の司法的知恵を理解する。またその問題点も理解する。
- ⑤部分社会とは何か、それはどこから生まれた概念なのか。その功罪は何か。
- ⑥最大判昭和 40 年 6 月 30 日民集 19 卷 4 号 1089 頁参照。
- ⑦憲法 80 条 1 項「再任されることができる」の意味。再任される権利があるのか、再任される可能性を定めたものなのか。

## VII 違憲審査制度

- ①違憲判断はどのように行われるのか。それは必要的なものなのか。任意なのか。個別的付随的違憲審査制度との関係で考える。
- ②法令審査と適用審査はどのように異なるのか。どのように重なり合うのかを考え、その結果としての法令違憲と摘要違憲はどう区別されるのかを考える。
- ③合憲限定解釈とはどのような解釈手法で、なぜ必要とされたのか、その限界はどこにあるのかを考える。
- ④判例の拘束力とは何か。裁判所法の規定を素材に考える。
- ⑤法令違憲判決については、一般的効力説と個別的効力説の区別があると考えられてきた。その違いを理解した上で、今の最高裁は、この問題をどう考えているのかを整理する。

## 第3章 基本的人権の一般的な問題

### I 基本的人権の考え方

172 頁

- ①公務員として任用されているのに、昇任試験を受ける資格が認められないことは、憲法上どのような（どの条文の、どのような内容の）問題となるのか。承認資格を認めない理由を考え、それと外国人の人権の問題を突き合わせてみるとどうなるか。
- ②判例を丹念に読むこと。指紋押捺問題に関わる最高裁の判断枠組みはしっかり理解しておいて損はない。
- ③八幡製鉄政治献金事件最高裁大法廷判決をしっかりと読み込んでみよう。
- ④の問題の関連で考えてみる。
- ⑤問題文中にある判例を一度きちんと読んでみよう。

183 頁

- ①公共の福祉という言葉はどのように使われてきたのかの変遷をたどってみる。
- ②二重の基準とは何か、それはどのように正当化されてきたのだろうか。
- ③二重の基準に対する疑問にはどのようなものがあるのか。このあたりは文献に頼らず、まず自分の頭で考えてみるとよい。
- ④最高裁における利益考量の枠組みのプロトタイプ。しっかりと理解して、使いこなされるようになっておくとよい。

192 頁

- ①基本的人権の私人間への適用とは、そもそもどのような問題なのかを理解する。その上で、どのような解決方法が適切なのかを考える。近代立憲主義と現代の課題の間で論じられているのがこの問題であることを理解してほしい。
- ②判例を整理する課題。判例百選などを用いながら、自分のノートに整理してみること。

③在監者には、未決拘留者と受刑者がいる。身体拘束の理由は、人権の制約にどのような違いをもたらすのか。よど号ハイジャック記事抹消事件をベースにすると、情報発信はどこまで保障され、どのような場合に制約されるのか。

228 頁

①憲法 13 条に関する一般的行為自由権説と人格的利益説の対立は具体的問題②どう反映されるのかを問う問題。答えはどちらでもよい。

②団体は平等権の保障主体となるのか。14 条 1 項は団体にも保障されるのか。これを他の条文の問題として考えることはできないのだろうか。

③プライバシー権の射程の問題。利益考量をどう行えばよいのか。これもまた、答えはいろいろあるだろう。

④国公立女子大学設置時の立法事実、現在も妥当するのだろうか。今国公立の女子大学を正当化するとすれば、どのような理由があるのだろうか。

## 第 4 章 精神的自由権

### 思想・良心の自由・信教の自由

①は、信仰の自由と政教分離が対立する場面をどう調整するかという視点から考える。基本的には利益考量になると思うが、その判断のプロセスをどう示すかがポイントになる。答えはどちらでもよい。

②は、社会科見学の性質をどう捉えるかが問われる。いわゆる目的効果基準で考えるとどうなるか。また、神社で浸透の作法に従った礼拝まで求めたらどうかなど、ケースを分けて考えてみるとよい。

③内閣総理大臣の靖国神社訪問について。宗教的人格権をどう考えるか、政教分離違反の争い方をどう考えるかが問われる。地方公共団体の機関については住民監査請求・住民訴訟が認められていることとの対比で、国の機関の政教分離原則違反をどう争えばよいのか。答えは簡単ではないが、考える価値は大いにある。

### 表現の自由

①学校という特殊な空間での表現の自由はどこまで保障されるか。教育の目的と生徒たちの自由の調整とも関わってくる。アメリカでは「キャンパススピーチ (campus speech)」の問題として議論されている。

②わいせつの定義とその判断方法に関する問い。四畳半襖の下張事件などを参照にして考えてみるとよい。

③「公の施設」に関わる問題。泉佐野市民会館事件などを下にして考えたとき、氏側の判断は正当化できるだろうか。

④表現内容規制と表現内容中立規制に関する問題。この条例はどちらに分類されるのだろうか。そして、どのような合憲性審査が行われるべきなのだろうか。

## 第5章 経済活動の自由

- ①ネットによる医薬品販売を規制した最高裁判決（最判平成 25 年 1 月 11 日民集 67 巻 1 号 1 頁）は、主として委任立法の適法性についての判断で終始しており、市販薬のネット販売を規制することが営業の自由を保障する日本国憲法第 22 条 1 項に違反するかどうかについては言及しなかった。では、営業の自由の問題として考えたとき、どう考えればよいのだろうか。判断の枠組みはどうか。もちろん、結論はどちらでもよい。
- ②も①と同じく、営業の自由の問題である。アルコール類の販売はどこまで規制することができるのかを考えてほしい。利益考量による解決ということになるが、目的や方法などをどのように吟味すればよいのだろうか。
- ③多重国籍の自由はあるのか。憲法は、国籍離脱の自由を認めているが、多重国籍については触れていない。そもそも国籍とは何か、それが複数あることの不都合はあるのかなど、検討する事項は多い。実際には、多重国籍者が大勢いる現実をどう見るか。

## 第6章 人身の自由

- ①徴兵制は、憲法 18 条が禁止する苦役に当たるか。苦役とは何かから考え、兵役に当てはめてみる。同時に、諸外国では兵役が国民の義務として定められていることをどう考えるか。これら諸外国と日本国憲法を同じとみてよいかどうか。このあたりがポイントになる。
- ②デュー・プロセスの意義、保障範囲について考える。
- ③憲法が保障する刑事手続の保障は、行政手続にどこまで適用（準用）されるのか。たとえば、最高裁判決（最判昭和 59 年 3 月 27 日 刑集 38 巻 5 号 2023 頁）を素材にして考えてみることにしよう。
- ④おなじみの典型的論点。誰もが考えたことのあるテーマ。憲法論としてはどうか。

## 第7章 社会権

- ①典型的論点。プログラム規定説、抽象的権利説、具体的権利説と学説は大きく分かれている。しかし、それぞれの主張内容は必ずしもはっきりとしていない。これらの学説にとらわれず、判例はどう考えているのかをつかむことにしよう。
- ②生存権には社会権（請求権）としての性格と、自由権としての性格がある。そのうち、社会権的な性格とはどのような内容を持っているのか。これを明らかにしながら、生存権の複合的な性格について理解してもらいたい。
- ③外国人の人権と関わる問題。教育を受ける権利は、マクリーン判決のような考え方を当てはめると、外国人の子どもに適用されるのだろうか。じっくり考えてほしい。

## 第8章 国務請求権・国民の義務

- ①保障と賠償の違いを明確に理解してもらうための課題。何がどう違うのか性格に抑えるようにしてほしい。
- ②納税の義務は 30 条によって定められているが、なぜ納税の義務を負うのかは、理論的な問題である。国民主権とどう関わるのかを抑えることで、納税の義務と租税法律主義の関わりを理解することができる。